

湯原漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、湯原漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている別表第1の水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の額及び納付義務等)

第2条 この漁場区域内で別表第2の中欄に掲げる漁具、漁法によって遊漁しようとするものは、予め同表左欄の遊漁料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず1等以下に限り、中学生の遊漁は、前項別表第2の2分の1の額とし、小学生は、同表の4分の1の額とする。

3 前2項に掲げる遊漁料の納付は、組合事務所又は承認証扱い所に納付しなければならない。
但し、別表第2の左欄に掲げる特等の納付については組合事務所に限るものとする。

(漁具、漁法及び区域等の制限)

第3条 別表第3の左欄に掲げる漁具、漁法は、それぞれ右欄に掲げる期間及び規模のもので遊漁をしなければならない。

2 別表第4の左欄に掲げる区域で、それぞれ中欄に掲げる期間は、右欄に掲げる魚種及び漁具、漁法で遊漁をしてはならない。

3 第2条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、別表第5のア欄に掲げる区域内においては、同表イ欄に掲げる漁具又は漁法により、同表ウ欄に掲げる魚種を対象として、同表エ欄に掲げる期間に遊漁を行う場合は、1日当たり同表オ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。

4 別表第6の左欄に掲げる魚種については右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

5 別表第7のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表イ欄に掲げる区域においては、同表ウ欄に掲げる期間内でなければならない。

(キャッチ&リリース区間の設置)

第4条 次の表ア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁法でウ欄に掲げる区域でエ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことは出来ず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 区 域	エ 期 間
にじます	竿釣り（フライ）	湯原温泉大橋下流端から湯原第1ダムえん堤下流端まで（うち、第4条別表第5で示す餌釣り区域を除く）	1月1日から 12月31日まで

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条第1項及び同条第2項の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 等級、漁具、漁法
- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
 - ・遊漁をするときは必ず本証を携帯しなければならない。
 - ・本証は、他人に貸与してはならない。
 - ・漁場監視員から要求があったときは、本証を呈示しなければならない。
 - ・本証は、内共第9号第5種共同漁業権の区域以外では遊漁できない。
- (6) その他の参考となるべき事項
- (7) 発行者名

（遊漁に際して守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行なう採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に対して遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することがある。

- 2 前項の場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。
この規則は、平成 11 年 7 月 9 日から施行する。
この規則は、平成 12 年 6 月 19 日から施行する。
この規則は、平成 13 年 6 月 13 日から施行する。
この規則は、平成 16 年 11 月 26 日から施行する。
この規則は、平成 21 年 9 月 2 日から施行する。
この規則は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。
この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1

漁業権の対象となる魚種	あゆ、うなぎ、こい、にじます、 あまご、はえ
-------------	---------------------------

別表第2

等級別	漁具、漁法、魚種	金額(円)	
		年券	日券
特等 A	刺網(特等B. 1. 2. 3等の行為を含む。)	29,000	13,000
特等 B	投網、たも網、待網、点火ほこ突き、うなぎ籠 視水器(チヨン掛け)、投糸(つけ針)、 (1. 2. 3等の行為を含む。)	16,000	6,000
1等	あゆ釣(2. 3等の行為を含む。)	12,000	4,000
2等	竿釣、投糸(つけ針50本以内)、 こい、あまご、うなぎ、にじます (3等の行為を含む。)	6,000	2,400
3等	竿釣(リール竿を除く。)、はえ 餌釣(フライ)、にじます	4,000	2,000
特別遊漁区	餌釣、にじます	一	2,000(税別)
	餌釣、にじます	一	2,500(税込)

それぞれの等級の漁具漁法で船を使用する場合、遊漁料に次の金額を加算する。

湯原第一ダム内においては、年額6,000円、日額1,500円

湯原第一ダム内以外の漁業権区域内においては無動力船に限り、年額12,000円、日額3,000円

消費税は別途とする。

別表3

漁具、漁法	期間	規模
網類	周年	網目は9mm(3分目)以上のもの
投網	周年 但し、夜打は組合が公示する期間は操業できない。	
点火ほこ突き	周年 但し、組合が公示する期間は操業できない。	
たも網、つけ針	周年 但し、夜間は組合が公示する期間は操業できない。	
視水器(チヨン掛け)	同上	
上記以外の漁具、漁法	周年	

別表第4

区 域	禁止期間	魚種及び漁具、漁法
湯原温泉大橋下流端から湯原第1ダムえん堤下流端まで(特別遊漁区)	1月1日から 12月31日まで	全魚種、但しにじますを除く
真庭市田羽根古屋不動滝滝壺	1月1日から 12月31日まで	あまご

別表第5

ア 区 域	イ 漁具、漁法	ウ 魚種	期 間	エ 遊漁料
湯原温泉大橋下流端から湯原第1ダムえん堤下流端まで(うち、下記の餌釣り区間は除く)	竿釣り (フライ)	にじます	1月1日から 12月31日まで	2,000円 (税別)
旭川と田羽根川合流地点から上流約350mの井堰から湯原第1ダム堰堤下流端までの間で組合が設定する区域	餌又はフライ による釣り			2,500円 (税込)

別表第6

魚 種	全 長
あまご	15cm以下
こ い	15cm以下
うなぎ	30cm以下

別表第7

ア 魚種	イ 区 域	ウ 期 間
あ ゆ	全 区 域	6月1日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間
あまご	真庭市田羽根古屋不動滝滝壺を除いた区域	
にじます	湯原第1ダム内及び湯原温泉大橋下流端から湯原第1ダム堰堤下流端までの区域を除いた区域	3月1日から8月31日まで